

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表 (案)

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行  
令和元年7月1日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行  
令和 年 月 日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
平成28年4月1日変更  
平成29年3月31日変更  
平成30年4月1日変更

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
平成28年4月1日変更  
平成29年3月31日変更  
平成30年4月1日変更  
令和 年 月 日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(加入)</p> <p>第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に対し書面で加入する手続をとらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(加入)</p> <p>第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に対し書面又は電磁的方法で加入する手続をとらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面で通知しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面又は電磁的方法で通知しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(書面等による議決権の行使の方法)</p> <p>第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(書面等による議決権の行使の方法)</p> <p>第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面又は電磁的方法をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面又は電磁的方法により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (令和2年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この定款は、令和2年5月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>